



違法な野生生物取引（IWT）は、特定の国や地域で完結する問題ではなく、国際的な問題です。これは、IWTの需要と供給の性質によるものです。このため、金融機関は、根底にある取引とサプライチェーンとの疑わしいつながりだけでなく、密売人とその協力者・受益者による支払いフローや収益の隠匿に関する疑わしいつながりを報告する重要な役割を担っています。

民間企業が金融情報機関（FIU）と共有する情報のレベルが高ければ高いほど、FIUによる犯人のプロファイルの作成、そして汚職、貿易取引に便乗したマネー・ローンダリング、詐欺、麻薬取引、人身売買といった他の重大犯罪との関連性を把握できる可能性が高くなります。

ECOFELが実施した野生生物犯罪に関連する金融調査の報告書によると、さまざまな地域のFIUが、野生生物犯罪に関する金融調査のレベルが低いと報告しています。この調査によれば、78%のFIUが野生生物に関連するSTRの分析を行っていませんでした。SAMLITが実施した、南アフリカの金融機関に関する2021年の調査でも、非常に類似した状況が明らかになりました。この調査では、調査対象の金融機関の55%が、過去3年間、IWT関連の事例を調査していないと回答しています。

野生生物犯罪に対する罰則は世界的に低いままで、少額の罰金や警告のみ、という地域もあります。UNODCが19の国・地域で発生した432件の野生生物犯罪を分析したところ、報告された事件のうち実刑判決に至ったものはわずか7%であることがわかりました。対照的に、マネー・ローンダリング罪は、違反者（および疑わしい取引の確認または報告を怠った金融機関）に高額な罰金や刑事上の罰則が科される可能性があります。

金融犯罪という視点でIWTを調査し、疑わしい金融取引を報告すれば、密売業者の活動を抑制することができます。

報告における課題

さまざまな地域のFIUが、金融機関から提出されたIWTに関連する疑わしい取引の届出（STR）が少ない、と報告している理由は数多くあります。たとえば以下のようなケースです。

- 実際のリスクと認識レベルの差：一部の国・地域では、国のリスク評価において、IWTに関連するリスクが低く評価されており、IWT検知の優先度が低いという印象を与えています。さらに、金融機関にとってはIWTよりも他の犯罪のリスクの方がより差し迫った、脅威の大きな問題となっている場合が多くあります。調査では、複数の回答者が汚職、サイバー犯罪、詐欺など他の脅威はIWTよりも重要な課題であると回答しています。
- FIUは、IWTの世界的なプロファイルとメディアの注目が高まるにつれて、受け身のSTRが増加していると報告しています。そのようなSTRの質は良くありません。
- 金融犯罪としてのIWTの認識レベルは、他の犯罪に比べると依然として高くないものの、金融活動作業部会（FATF）などの国際機関や官民連携のUnited for Wildlifeなどが出す明確なガイダンスによって、徐々に高まりつつあります。
- IWTに関連する取引には、発見が困難な少額の取引や、現金または支払いプラットフォームとテクノロジー（ソーシャルメディア経由の支払いや暗号通貨など）が使用される取引が含まれる場合があります。
- レッドフラグ指標は、関係する種や商品によってかなり異なり、自動化されたシステムへの組み込みが簡単ではありません。
- 一般的な資金混同の取引では、疑わしい取引の発見は非常に困難になります。特に貿易金融では、金融機関の関係者が取引対象の商品を実際に目にするのがないため、疑わしい取引の発見はさらに困難です。現在、全世界で検査されているコンテナはわずか2%と推定されています。

SAMLITによるSTRのレビュー

2020年6月、南アフリカ・マネー・ローンダリング防止統合タスクフォース（South African Anti-Money Laundering Integrated Task Force: SAMLIT）は、金融機関、法執行機関、検察当局の間で、IWTのサプライチェーンに関連する資金の流れに対する知識を高めることを目的として、IWTの専門家ワーキンググループ（EWG）を立ち上げました。

2021年、SAMLITは、2019年4月1日から2020年3月31日までに提出されたすべてのIWT関連のSTRを詳細に調査しました。調査対象は、63の法執行機捜査に関連する201のSTRと、既知のIWTキーワードで特定された118のSTRでした。この調査では、金融調査の担当者が顧客と顧客の取引を監視する際に直面する課題がいくつか浮き彫りになりました。

- IWTの関係者は、密輸業者から運び屋、バイヤー、輸出業者、輸入業者、卸売業者、小売業者まで多様な関係者が含まれる。
- 支払いに現金が多用されるため、資金の流れの監視が困難なケースが多い（現金での預け入れとATMでの引き出し）。さらに、資金の動きは少額であることが多い。
- IWTの関係者は入金の際、虚偽の説明を行う。分析によると、IWTに関連する預金の中には、「別荘の支払い」「ハッピー」「秘密」「moola（お金の意味）」「mampies（肥満の意味）」「暗号通貨」などと説明されているものがあることが判明。こうしたケースでは、自動化されたシステムが取引のレッドフラグを検出することが困難になる。
- STRの分析では、電子決済、プリペイドカードの購入、カジノでの使用、「ギフト」と説明された送金など、幅広い支払い方法が使用されていることが指摘された。
- 他のデータがないため、提出された報告の多くは、有害なメディアの検知がベースになっており、IWTネットワークのさまざまな関係者のすべてまたは多くが捕捉されていない可能性がある。

また、提出されたSTRには、IWTを円滑に行うための主要なルートであるはずの、汚職官僚や重要な公的地位を有する者（PEPs）とのつながりが現れてこない分析結果も注目に値します。

参照：Financial flows associated with Illegal Wildlife Trade in South Africa（南アフリカにおけるIWTに関連する資金の流れ）、SAMLIT、2021年11月。

ケーススタディ

報告に関する重要な推奨事項

この調査の一環として、我々はアフリカ、中東、アジア全域の何百人もの金融業界の専門家の意見と現在のプラクティスの聞き取り調査を行いました。また、FIUや法執行機関に連絡を取り、疑わしい取引の届出の精度や質に関して彼らが何を求めているのかを調査しました。

IWTに対処するには、金融機関と法執行機関の間で十分な情報共有が行われる必要があります。国によって疑わしい取引の届出テンプレートや要件が異なるため、現地の司法管轄区域の要件を確認することが重要です。ただし、金融業界全体でのマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（AML/CFT）対策という視点では、国際機関や業界団体の明確なガイダンスがあります。

法執行機関による事件の立件には、できるだけ多くの情報を入手し、その情報を有意義かつ効果的に分析することが欠かせません。完全な詳細を報告できない場合は、手元にある情報を報告してください。完全ではなくても情報が無いよりはあった方が良いためです。届出は明確にIWTとして分類し、Illegal Wildlife Tradeという言葉を入れることで、FIUによる検索が容易になります。



国連薬物犯罪事務所（UNODC）

UNODCの「Model Provisions on Money Laundering, Terrorist Financing, Preventive Measures and Proceeds of Crime（マネー・ローンダリング、テロ資金供与、犯罪収益移転防止に関するモデル規定）」セクション21では、合理的な疑いの理由がある場合は、すべての金融機関が報告する義務を負うことを明確にしています。

- 金融機関、指定非金融業者および職業専門業者、ならびにそれらの役員、代表者、幹部、パートナー、専門職および従業員は、以下の資産について疑わしい、または疑わしいと合理的に判断した場合、報告の義務があります。
 - (a) 犯罪収益である資産
 - (b) テロリズム、テロ行為、テロ組織、テロリズムに資金を提供する者に関連する資産、またはそのために使用される資産

参照：

Model Provisions on Money Laundering, Terrorist Financing, Preventive Measures and Proceeds of Crime (for common law legal systems). UNODC, April 2009.

https://www.unodc.org/documents/money-laundering/Model_Provisions_2009_Final.pdf

金融活動作業部会 (FATF)



FATF勧告20は、疑わしい取引の届出に言及し、これがすべての金融機関の義務であることを明確にするものです。

- FATF勧告20で言及される犯罪行為は、マネー・ローンダリングの前提犯罪を構成するであろうすべての犯罪行為（あるいは少なくとも勧告3で要求されるように、前提犯罪を構成するであろう犯罪）を指しています。各国には、前者を採用することが強く推奨されます。
- 取引の試みを含め、疑わしい取引は取引額にかかわらず、すべて報告する必要があります。
- 報告は直接的な義務であり、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の犯罪に対する訴追の可能性などを理由に疑わしい取引を届出のような間接的または暗黙の義務（いわゆる「間接報告」）は認められません。

参照：

[International Standards on Combating Money Laundering and the Financing of Terrorism & Proliferation: The FATF Recommendations, updated October 2021.](#)

ウォルフスバーグ・グループ



ウォルフスバーグ・グループは、疑わしい取引を報告する義務の重要性を強調し、関連当局とのSTRのレビューおよび決定の根拠の詳細、および可能な場合は3つの防衛線から収集した情報を利用して、疑わしい取引に関する情報をまとめることを推奨しています。

これらすべてに共通するテーマは、法執行機関が全体像を把握できるようにするためには、疑わしい取引の届出の質が最も重要である、というものです。

- 個人または団体が直接的または間接的にIWTに関与している疑いの理由。
- 誰が何をしているのかの整理
- 誰が、誰と
- いつ
- なぜ
- どこで
- どのように

参照：

[The Wolfsberg Group, ICC and BAFT Trade Finance Principles, 2019 amendment.](#)

ケーススタディ



ナイジェリアのFIU

2020年、ナイジェリア金融情報機関（NFIU）は、IWTの金融的要素に対抗するために、自然環境および野生生物取引犯罪分析機関（NEWTCU）を設立しました（ナイジェリア金融情報機関法、セクション10(1)、およびマネー・ローンダリング禁止法2011（修正）セクション15(6)）。設立のベースとなったのは、同国が数百万、数千万ドルの価値があるIWTの重要な輸出国および経由国であるという事実の認識です。NFIUは、IWTがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、武器拡散の前提犯罪となること、そしてIWT対策の重要性も認識していました。NEWTCUは、STRと通貨取引報告（CTR）を分析して、法執行機関に情報を伝える役割を担います。

参照: <https://www.nfiu.gov.ng/Home/AdvisoryGuidance>

ガイダンス：STRの基本構造

STRは明確かつ簡潔にして、疑わしいと思われた根拠および届出を提出する理由の背景を明確に説明します。

- 内容：IWTと潜在的な関連があると考えられる理由が明確されていることを確認してください。犯罪との関連についての概要と、基礎データ（例：顧客および銀行口座/取引情報）を分けて記載します。
- 構造：論理的に、すべての関連情報を含めて説明します。出来事の時系列を明らかにします。略語や専門用語の使用は避けて、内容を明確、簡潔、シンプルに記載します。略語や専門用語は受信者が理解できなかったり、誤解したりする可能性があります。組織が提供するサービスや作業の技術面を説明する場合は、STRに概要を記入して、受信者の理解をサポートしてください。
- 形式：英語の大文字のみを使ったレポートの記入は避けてください。読みにくくなる可能性があります。情報/テキストが多い場合は、管理しやすく、読みやすい段落に分割します。テキストが長すぎるSTRは読みにくいです。句読点を使用します。

疑いの理由を明確に説明することが重要です。

以下の質問に回答できるようにしてみてください。

- 誰が関わっているか
- どのように関与しているか
- 疑いの対象となる犯罪資産（違法な野生生物または関連商品）やIWTとの関連性はどのようなものか
- 疑いの対象となる資産、資金の額はどのくらいか（必要に応じて見積もる）
- 資産および資金はどこに存在するか
- このケースが発生したのはいつか（または、いつ発生する予定か）
- このケースの発生状況はどのようなものか
- 疑わしいと思う理由、特別な情報は何か

ケーススタディ



英国のFIU

法執行機関のニーズに合わせたサービスを提供する国家野生生物犯罪ユニット（National Wildlife Crime Unit：NWCU）は、情報、分析、捜査支援の中心的なリソースとなっています。NWCUは、アナグマ虐待、コウモリ虐待、猛禽類虐待、淡水真珠貝やワシントン条約の対象となる生物の密猟、昨今のオンラインを悪用した野生生物犯罪などを優先分野としています。

NWCUが受理したIWT関連のSAR（STR）を分析すると、種の販売を目的としてオンライン販売プラットフォームやソーシャルメディアが利用され、商品が偽名や偽造したストーリーを使って取引されていることがわかります。英国FIUが分析したSARデータセットでは、動物の頭蓋骨、牛の骨と表示された象牙、鳥類の種、クジラとイルカの骨、トラ/野生のネコ科動物の皮がオンラインで取引されていました。多くのケースで、販売商品が偽装されていました。また、データからは、英国は輸出国および経由国として、オウムやオオタカから剥製の鳥に至るまで、さまざまな種を購入、販売しており、絶滅危惧種の鳥類の違法取引を助長していることがわかりました。トラ、ジャガー、サイ、霊長類の頭蓋骨もデータに含まれていました。2021年、警察は英国ウェスト・ミッドランズでの捜索で、不法に輸入されたワニの頭部80体分を発見しました。データには、ウミガメとその甲羅、カメ、シラスウナギとそれに由来する商品を含む外来魚、希少魚、熱帯魚などの取引も掲載されていました。

参照: NCA, November 2021. [SARs in Action](#).

役立つリソース

- ECOFEL, January 2021. Financial Investigations into Wildlife Crime.
<https://egmontgroup.org/en/content/ecofel-financial-investigations-wildlife-crime-report-now-available-0>
- SAMLIT, November 2021. Financial flows associated with Illegal Wildlife Trade in South Africa.
https://www.fic.gov.za/Documents/SAMLIT_IWT%20Report_November2021.pdf
- UNODC & APG, 2017. Enhancing the Detection, Investigation and Disruption of Illicit Financial Flows from Wildlife Crime.
https://www.unodc.org/documents/southeastasiaandpacific/Publications/2017/FINAL_-_UNODC_APG_Wildlife_Crime_report.pdf
- NCA, November 2021. SARs in Action.
<https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/who-we-are/publications/578-sars-in-action-november-2021/file>

